

<参考> 産業競争力強化法に基づく創業支援について

各自治体において、「特定創業支援等事業」として国が認定している創業支援を受け、証明書を受け取ることで、創業時に様々なメリットが受けられます。



(1) 登録免許税の軽減措置

設立形態	通常の税率	軽減措置適用後の税率
株式会社	資本金の額×0.7% ※15万円に満たないときは、 1件につき15万円	資本金の額× 0.35% ※7.5万円に満たないときは、 1件につき7.5万円
合名会社 合資会社	1件につき6万円	1件につき 3万円
合同会社	資本金の額×0.7% ※6万円に満たないときは、 1件につき6万円	資本金の額× 0.35% ※3万円に満たないときは、 1件につき3万円

(2) 創業関連保証特例活用時の優遇

本来は創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、**事業開始6か月前**から利用の対象になる。

(3) 日本政策金融公庫の融資制度での優遇

- **新創業融資制度**
新たに創業するもの、創業後税務申告未了の者に対して条件と課されている自己資金要件（創業資金総額の1/10以上）を満たす者として利用できる。
- **新規開業支援資金**
貸付利率の引き下げが可能。

(4) 小規模事業者持続化補助金の補助上限増額

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取組を支援する持続化補助金の創業枠（補助上限：**200万円**）の申請対象となる。
（※令和元年度補正予算・令和3年度補正予算・令和4年度補正予算）

(5) 自治体ごとのサポート

市区町村によっては、補助金や融資等、さらなる支援施策を設けている。